

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定又は潮来市国民健康保険税条例等の規定に基づき、国民健康保険料税の賦課決定及び通知書の出力や軽減、減免、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④転入者等に係る所得照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

所得情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 統合宛名情報ファイル	
--	--

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表の24項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下、デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表の第48項、並びにデジタル庁・総務省令第9号第50条 ■情報提供は実施しない

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
総務省, 地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	潮来市総務部総務課 茨城県潮来市辻626 TEL 0299(63)1111 代表
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	潮来市総務部税務課 茨城県潮来市辻626 TEL 0299(63)1111 代表

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月30日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定及び潮来市国民健康保険税条例等に基づき、国民健康保険税の賦課決定及び通知書の出力、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②所得の申告書・固定資産の所有状況に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④過納金の還付・充当のための税の収納状況に関する確認	地方税法等の規定及び潮来市国民健康保険税条例等に基づき、国民健康保険税の賦課決定及び通知書の出力、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②所得の申告書・固定資産の所有状況に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④転入者等に係る所得照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事後	
平成29年9月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第27、42、45項並びに内閣府・総務省令第20条、第25条 【情報提供の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第1、46項並びに内閣府・総務省令第1条	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第27、42、44項並びに内閣府・総務省令第20条、第25条、第26条 【情報提供の根拠】 なし ※情報提供は実施しない	事後	
平成29年9月30日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 荻 恵美子	税務課長 打越 伸是	事後	
令和2年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 打越 伸是	課長	事後	
令和2年6月1日	II. しきい値判断項目	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	表紙 評価書名	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険料(税)の賦課に関する事務	国民健康保険税の賦課に関する事務	事後	
令和3年9月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、国民健康保険料(税)の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認(※1) ④転入者等に係る所得照会 ※1. 現在は日本年金機構との情報連携開始は未定です。 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	地方税法等の規定又は潮来市国民健康保険税条例等の規定に基づき、国民健康保険料税の賦課決定及び通知書の出力や軽減、減免、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④転入者等に係る所得照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事後	
令和3年9月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 総合窓口システム (※) 統合宛名システム 中間サーバー ※総合窓口システムを利用していない場合は記載不要	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和3年9月1日	I 2. 特定個人情報ファイル名	所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 宛名情報ファイル	所得情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 統合宛名情報ファイル	事後	
令和3年9月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項、30の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条 ※第16項、第16条は「国民健康保険税」の場合のみ。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の27の項(※1)、42の項、44の項(※2) 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条(※1)、第25条、第26条(※2) ※1. 第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2. 特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険(資格)システムで行っています。 ■情報提供は実施しない	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供は実施しない	事後	
令和3年9月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	潮来市総務部税務課 茨城県潮来市辻626 TEL 0299(63)1111 代表	潮来市総務部総務課 茨城県潮来市辻626 TEL 0299(63)1111 代表	事後	
令和3年9月1日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 (入手)	課題が残されている	十分である	事後	
令和3年9月1日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 (提供)	課題が残されている	接続しない	事後	
令和3年9月1日	IV7. 特定個人情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事後	
令和3年9月1日	II. しきい値判断項目	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和4年7月1日	II. しきい値判断項目	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	II. しきい値判断項目	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	II. しきい値判断項目	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表の24項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条	事前	
令和6年6月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下、デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表の第48項、並びにデジタル庁・総務省令第9号第50条	事前	